

障害者総合支援法等の 改正案の内容は

障害者総合支援法の施行後3年を目途とした見直しについて議論してきた社会保障審議会障害者部会では、本年6月13日に報告書を取りまとめました。障害者の地域生活支援、就労支援、精神障害者、難病患者等への支援など内容は多岐にわたりますが、この報告書等を踏まえた改正法案が10月26日、国会に提出されました。その内容をみていきます。

障害者総合支援法等の改正法案を 国会に提出

2013（平成25）年4月に施行された障害者総合支援法については、2016（平成28）年に一部改正（2018（平成30）年施行）が行われ、同改正法附則の「施行後3年を目途とした見直し」に基づき、2021（令和3）年3月から社会保障審議会障害者部会で施行状況等を踏まえた議論を開始、2022（令和4）年6月13日に報告書「障害者総

合支援法改正法施行後3年の見直しについて」が取りまとめられた。

この報告書等を踏まえた改正法案（「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律案」）が、2022年（令和4）年10月26日に第210回臨時国会に提出されている。

改正法案の概要をみると、障害者等の地域生活や就労の支援の強化等により、障害者等の希望する生活を実現するため、

1. 障害者等の地域生活の支援体制の充実
2. 障害者の多様な就労ニーズに対する支援および障害者雇用の質の向上の推進
3. 精神障害者の希望やニーズに応じた支援体制の整備
4. 難病患者および小児慢性特定疾病児童等に対する適切な医療の充実および療養生活支援の強化
5. 障害福祉サービス等、指定難病および小児慢性特定疾病についてのデータベース（DB）に関する規定の整備等の措置を講ずる
6. その他

- ① 市町村障害福祉計画に整合した障害福祉サービス事業者の指定を行うため、都道府県知事が行う事業者指定の際に市町村長が意見を申し出る仕組みを創設
- ② 地方分権提案への対応として居住地特例対象施設に介護保険施設を追加するとしている。

グループホームの「一人暮らし支援」を 事業として明確化

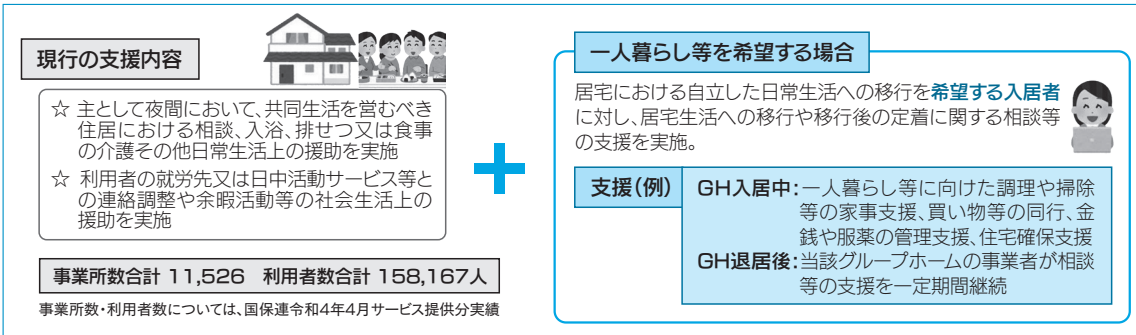
各項目の具体的な内容をみてみよう。

「1. 障害者等の地域生活の支援体制の充実」については、①共同生活援助（グループホーム）の支援内容として、一人暮らし等を希望する者に対する支援や退去後の相談等が含まれることを障害者総合支援法において明確化する、②障害者が安心して地域生活を送れるよう、地域の相談支援の中核的役割を担う基幹相談支援センターおよび緊急時の対応や施設等からの地域移行の推進を担う地域生活支援拠点等の整備を市町村の努力義務とする、③都道府県および市町村が実施する精神保健に関する相談支援について、精神障害者のほか精神保健に課題を抱える者も対象にできるようにするとともに、これらの者の心身の状態に応じた適切な支援の包括的な確保を旨とすることを明確化する、としている。

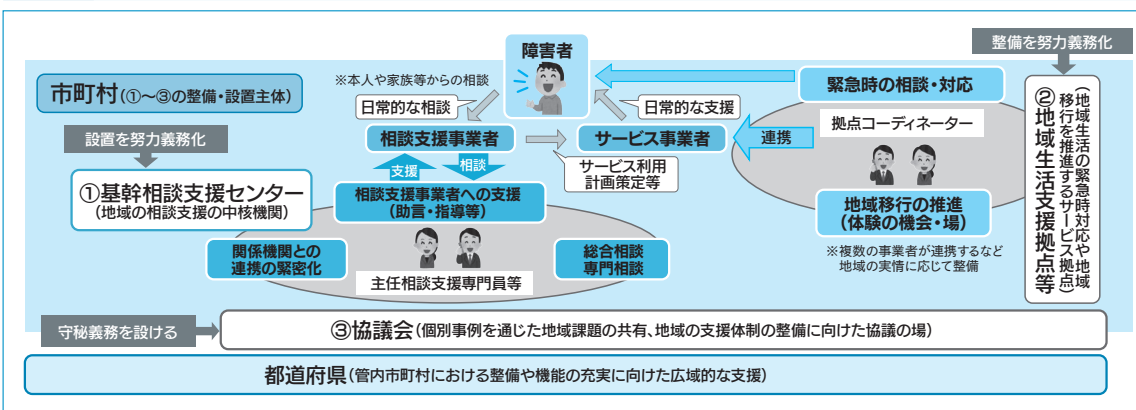
①のグループホームでは、相談、入浴、排せつ、食事等の日常生活上の支援が行われているが、近年、利用者は増加しており、そのなかにはグループホームでの生活の継続を希望する者がいる一方で、アパート等での一人



図表1 グループホームの支援内容見直しのイメージ



図表2 本人・家族等の支援に向けた体制整備のイメージ



提供する者については、これまで通りグループホームを利用することができる。

②の基幹相談支援センターは、相談支援に関する業務を総合的に行う施設として2012(平成24)年から法律で位置づけられたが、設置市町村は873市町村(全体の50%/2021(令和3)年4月時点)と半数にとどまっている。また、地域生活支援拠点等の整備は、2015(平成27)年から推進されてきたが、これも921市町村(全体の53%/同)での整備にとどまっている。このため、基幹相談支援センター、地域生活支援拠点等の設置・整備を努力義務化している。

また、地域の協議会で障害者の個々の事例について情報共有することを障害者総合支援法上明記するとともに、協議会の参加者に対する守秘義務、関係機関による協議会への情報提供に関する努力義務を設けている(図表2)。

さらに、各市町村では、精神保健に関する課題が、子育て、介護、困窮者支援等、分野を超えて顕在化しており、対応困難事例もあることから、③の精神保健に関する相談支援の対象に新たに「精神保健に課題を抱える者」が加えられるが、その具体的な対象は、厚生労働省令で定める予定となっている。また、精神保健福祉士の業務として、「精神保健に課題を抱える者等に対する精神保健に関する相談援助」を追加している。

「2. 障害者の多様な就労ニーズに対する支援および障害者雇用の質の向上の推進」については、①就労アセスメント(就労系サービスの利用意向がある障害者との協同による、就労ニーズの把握や能力・適性の評価及び就労開始後の配慮事項等の整理)の手法を活用した「就労選択支援」を創設するとともに、ハローワークはこの支援を受けた者に対して、そのアセスメント結果を参考に職業指導等を実施する、②雇用義務の対象外である週所定労働時間10時間以上20時間未満の重度身体障害者、重度知的障害者及び精神障害者に対し、就労機会の拡大のため、実雇用率において算定できるようにする、③障害者の雇用者数で評価する障害者雇用調整金等における支給方法を見直し、企業が実施する職場定着等の取組に対する助成措置を強化する、と

週10〜20時間の短時間労働障害者も実雇用率の算定対象に

「2. 障害者の多様な就労ニーズに対する支援および障害者雇用の質の向上の推進」については、①就労アセスメント(就労系サービスの利用意向がある障害者との協同による、就労ニーズの把握や能力・適性の評価及び就労開始後の配慮事項等の整理)の手法を活用した「就労選択支援」を創設するとともに、ハローワークはこの支援を受けた者に対して、そのアセスメント結果を参考に職業指導等を実施する、②雇用義務の対象外である週所定労働時間10時間以上20時間未満の重度身体障害者、重度知的障害者及び精神障害者に対し、就労機会の拡大のため、実雇用率において算定できるようにする、③障害者の雇用者数で評価する障害者雇用調整金等における支給方法を見直し、企業が実施する職場定着等の取組に対する助成措置を強化する、と

「地域の要請を断らない」をモットーに精神科医療に貢献

— 熊本市・特定医療法人佐藤会 弓削病院 —

福祉医療機構では、地域の福祉医療基盤の整備を支援するため、有利な条件での融資を行っています。今回は、その融資制度を利用された熊本市の弓削病院を取りあげます。同院は「地域の要請を断らない」をモットーに、地域の精神科医療を長年にわたり支えています。実践する医療提供の特色や、平成31年4月に完成した新病棟の概要について取材しました。

昭和40年の設立以来、地域の精神科医療を支える

熊本市にある特定医療法人佐藤会弓削病院は、精神科病院として昭和40年の開設以来、「地域社会への積極的な貢献」という法人理念のもと、地域の精神科医療を長年にわたり支えてきた。

現在の病床数は全160床で、その内訳は精神科救急入院料病棟60床、精神科急性期治療病棟48床、精神科一般病棟52床となっている。

近隣には製造業の大規模工場や団地などがあり、県内でも有数の人口増加地域となっている。さらに、九州自動車道、国道沿いに立地し、県内各地からの救急患者の搬送が多いなか、「地域の要請を

断らない」という姿勢を徹底しており、病床稼働率は93%（令和3年度）と高い水準を誇っている。

「地域の要請を断らない」という病院の方針について、院長の相澤明憲氏は次のように語る。

「医療機関では発熱や頭痛などの症状で受診すると、その日のうちに治療を行うのに対し、精神科だけ受診や入院に数週間待たなくてはならないことは普通ではないと思っています。困っている人がいれば、できるだけ早く対応することが重要であり、そのような方針が各専門職と共有できていることが当院のいちばんの強みだと思っています」。

外来診療では、うつ病などの気分障害、統合失調症、神経症・ストレス関連の患者が大部分を占め、近年は適応障害やうつ病など

施設の概要

特定医療法人佐藤会 弓削病院

〒861-8002
熊本市北区弓削 5-12-25

TEL 096-338-3838
FAX 096-339-7877
URL <https://www.yuge-hp.or.jp>

病院開設：昭和40年
理事長：池田 英世
院長：相澤 明憲
病床数：160床（精神科救急入院料病棟60床、精神科急性期治療病棟48床、精神科一般病棟52床）
診療科：精神科
職員数：237人（令和4年10月現在）
法人施設：精神科デイケア・デイナーケア／在宅訪問支援（訪問診療、訪問看護）／福祉ホーム／小児思春期センター／地域生活支援センター



先進的治療に積極的に取り組む

で休職している患者の復職支援を行うリワークにつながるケースが増加傾向にあるという。

同院が実践する精神科医療の特色としては、先進的治療の実践をはじめ、小児思春期センターの開設、退院後のサポートを行う在宅訪問支援、デイケア・デイナーケア



続きは、

月刊誌 **WAM**

本誌にてご覧ください。

定期購読のご案内

月刊誌「WAM」は1年間の定期購読誌です。

購読料／1年間・・・7,524円(税、送料込)

体裁／A4変型判 本文36ページ

編集・発行／独立行政法人福祉医療機構

編集協力／株式会社法研

定期購読のお申し込みはこちら

お問い合わせ

〒105-8486 東京都港区虎ノ門4-3-13ヒューリック神谷町ビル9階

独立行政法人福祉医療機構 総務部 広報課

TEL:03-3438-9240 fax:03-3438-9949